第六　広域連合及び市町村以外の保健事業実施者の役割

一　公益社団法人国民健康保険中央会は、診療報酬明細書等情報等を活用した医療費分析や保健事業に関する調査及び研究、広域連合間の連絡調整など、広域連合が行う保健事業を支援する事業を行うこと。

国民健康保険団体連合会は、診療報酬明細書等情報等を活用した医療費分析、保健事業に関する調査及び研究等に加え、在宅保健師等の派遣及び専門的な技術又は知識を有する保健師等による保健事業従事者に対する研修の実施、広域連合が行う保健事業のＰＤＣＡに係る取組等を支援する事業を行うこと。

広域連合はこれらを活用することにより、保健事業の充実を図ること。

二　都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、都道府県健康増進計画等を踏まえて、広域連合における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うなど積極的な役割を果たすこと。

○厚生労働省告示第百四十二号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、並びに地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、整備法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によるとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者に係るこの告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「新基準」という。）の規定の適用については、新基準別表第一中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第５号。以下「区分省令」という。）第２条第１号」とあるのは「第１条第５号」と、「第１条第４号」とあるのは「第２条第３号」と、「第１条第７号」とあるのは「第２条第６号」と、新基準別表第五中「第１条第６号」とあるのは「第２条第５号」とし、この告示の適用の日において、この告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「旧基準」という。）別表第１の２の⑵に該当する者は、新基準別表第１の２の⑵に該当する者と、旧基準別表第２の１の注１の⑴から⑶までのいずれにも該当する者は、区分省令第１条第５号に掲げる区分４以上に該当し、かつ新基準別表第２の１の注１の⑴又は⑵のいずれかに該当する者と、旧基準別表第３の１の注１の⑵に該当する者は、新基準別表第３の１の注１の⑵に該当する者とみなす。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第１号中「第16」を「第15」に改める。

別表第１の１のイ中「254単位」を「255単位」に、「402単位」を「404単位」に、「584単位」を「587単位」に、「667単位」を「670単位」に、「750単位」を「753単位」に、「833単位」を「836単位」に、「916単位」を「919単位」に改め、同１のロ中「254単位」を「255単位」に、「402単位」を「404単位」に、「584単位」を「587単位」に、「667単位」を「670単位」に、「750単位」を「753単位」に、「833単位」を「836単位」に、「916単位」を「919単位」に改め、同１のハ中「104単位」を「105単位」に、「151単位」を「152単位」に、「195単位」を「196単位」に、「236単位」を「237単位」に、「273単位」を「274単位」に、「308単位」を「309単位」に改め、同１のニ中「104単位」を「105単位」に、「195単位」を「196単位」に、「273単位」を「274単位」に、「343単位」を「344単位」に改め、同１のホ中「100単位」を「101単位」に改める。

別表第１の１の注１中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第５号）」に、「第２条第１号」を「第１条第２号」に、「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同１の注２中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同１の注２の⑴中「第２条第２号」を「第１条第３号」に改め、同１の注２の⑵中「の認定調査票（以下「認定調査票」という。）」を削り、「調査項目」を「項目」に改め、同１の注２の⑵の㈠から㈤までを次のように改める。

㈠　歩行　「全面的な支援が必要」

㈡　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

㈢　移動　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

㈣　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

㈤　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

別表第１の１の注５及び注６中「625単位」を「627単位」に改め、同１の注15中「第９の１の注５」を「第15の１の注６」に、「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改める。

別表第２の１のイ中「181単位」を「182単位」に改め、同１のロ中「271単位」を「272単位」に改め、同１のハ中「362単位」を「363単位」に改め、同１のニ中「452単位」を「454単位」に改め、同１のホ中「542単位」を「544単位」に改め、同１のヘ中「632単位」を「634単位」に改め、同１のト中「723単位」を「726単位」に改め、同１のチ中「808単位」を「811単位」に改め、同１のリ中「1,488単位」を「1,491単位」に改め、同１のヌ中「2,163単位」を「2,166単位」に改め、同１のル中「2,809単位」を「2,812単位」に改め、同１のヲ中「3,491単位」を「3,494単位」に改める。

別表第２の１の注１中「次の⑴から⑶までのいずれにも」を「区分４（区分省令第１条第５号に掲げる区分４をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の⑴又は⑵のいずれかに」に改め、同１の注１の⑴から⑶までを次のように改める。

⑴　次のイ及びロのいずれにも該当していること。

㈠　二肢以上に麻痺等があること。

㈡　区分省令別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(a)　歩行　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(b)　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(c)　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(d)　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

⑵　別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。